

大規模災害発生時の 避難所運営の課題

避難所とは？

家屋の倒壊などにより、

自宅等での生活が困難に

一時的に生活をする場所

⇒被災者が次の住居が決まるまでの間、

一時的に生活をする場所

※市町村（行政機関）では、学校の体育館や公民館などの公的施設を指定していることが多い。

避難所の開設は誰がするの？

原則として、市町村が避難所担当職員を派遣する。

突発的な災害発生時には、施設管理者・自治会長・自主防災組織の代表者などが開設（開設）することもある。

避難所の開設期間は？

災害救助法では、開設から最大7日間と定められているが、必要に応じて延長できる。

目安としては

※自宅再建の目処がつくまで

※仮設住宅に入居できるまで

避難所の運営は？

早期、生活再建・復興のためにも、住民が主体的に運営する。

避難所生活で大切なこと!!

- ・ 自立した生活をおくること。
- ・ 再建、復興に備え、健康維持に留意。
- ・ 災害関連死を防ぐ。

避難所の開設・運営計画の作成!!

避難所毎に、行政・施設管理者・自主防災組織役員・自治会の役員で構成する協議会を設置。

↓
平時から事前に協議をしておく

- ・ 指定避難所の使い方（簡単な部屋割り）
- ・ 生活の基本的なルール
- ・ 運営組織図

避難所で考慮すべき事項!!

①避難所の安全確認

・避難所に避難者が来てもすぐには建物内へ入れず、避難者を安全な場所に誘導し待機させます。

・避難所に災害の影響が及んでこないか付近の状況を見極める。

⇒危険な場合は、別の避難所へ誘導する。

・避難所に使用する施設の安全点検をする。

・使用してはならない部屋、場所を確認する。

・ライフライン等の確認をする。

⇒二次災害防止の準備を整えてから受け入れを開始する。

(立ち入り禁止・使用禁止等に掲示・施錠等の措置を行う。)

②避難スペースの指定

・避難者を受け入れる部屋、場所（テント、車両生活）

・避難所運営スペース

※避難者の受付所

※事務室

※会議場所（避難所運営委員会等の会合）

※仮眠所（避難所運営者用）

・救護スペース等

※物資の保管室

※物資等の配布場所

※救護室

※特設公衆電話の設置場所（インターネット、PC）

・※相談所（避難者との相談用）

避難所で考慮すべき事項!!

②避難スペースの指定

- ・避難生活用スペース
 - ※更衣室（兼授乳室）
 - ※休憩室（部屋、椅子を置くだけのコーナー）
 - ※調理室
 - ※遊び場、勉強場所
 - ※喫煙場所
- ・屋外スペース
 - ※仮設トイレ
 - ※ゴミ集積場所（分別収集）
 - ※物資等の荷下ろし場、配給場所
 - ※炊事・炊き出し場
 - ※仮設入浴場、洗濯・物干場（女性用も考慮）
 - ※駐輪・駐車場

避難所で考慮すべき事項!!

③避難所で考慮すべき事項

- ・避難者の組割り
- ・遺体の対応
- ・避難者名簿
- ・避難所共通ルール（生活ルール）
- ・高齢者、障害者等への支援
- ・病人等への対応（感染症防止）
- ・子どもたちへの対応
- ・外国人への対応
- ・屋外避難者への対応（テント、車両生活者）
- ・ペット等の対応（介護動物とペットは別）
- ・情報の収集、情報の周知等
- ・記録の作成（後世への教訓資料）
- ・仮設トイレができるまでの対策

等々・・・

熊本地震の避難所運営に関する課題

H28.12月：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（中央防災会議）

★課題

①被災者の状況の速やかな把握と対応

○被災者の状況把握やケアが困難

- ・指定避難所の避難者情報や、ライフライン情報が速やかに把握できない場合がある。
- ・被災者は、避難所の過密の回避やプライバシーの確保等の観点から、指定避難所以外にも、独自に設置した避難所への避難や在宅避難、車中泊、軒先避難等を選択する場合があるが、その状況把握やケアが困難である。
 - ・発災時には、急性期の医療救護活動に加え、いわゆるエコノミークラス症候群や長引く避難生活に起因する慢性疾患の憎悪、メンタルヘルス、食中毒、ノロウイルス等の感染症発症等の二次的な健康被害や、防ぎえた死を防ぐ必要があるが、被災者の把握状況により必要な支援が遅れる場合がある。
 - ・防災行政無線や緊急速報メール等が被災などにより十分に活用できず、点在する被災者へ避難所の開設状況や支援物資の配送等に関する情報伝達が十分にできなかった。また、被災地には外国人を含めた旅行者が多数取り残される可能性があるが、十分な情報提供が受けられず、被災地を離れる手段を見つけられない場合がある。
 - ・発災後一定期間を経ても、被災者が指定避難所以外に避難をしていたり、自主的に避難所を変更していたりすることもあり、被災者の全体像把握が困難な場合があった。また、指定避難所においても、被災者の把握に時間がかかった場合があった。

熊本地震の避難所運営に関する課題

H28.12月：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（中央防災会議）

★課題

②医療等の専門家や避難所運営等の専門知識を有するNPO等との連携強化

○市町村が避難所運営と復旧・復興の両立に苦慮

- ・避難所運営に多数の市町村職員が忙殺され、復旧や復興への行政事務の実施が困難な事例が発生した。他方で、当該被災市町村の職員が全くいない避難所もあり、避難者のニーズを的確に市町村が把握できていない事例もあった。
- ・被災者の中に自らが被災したことで、様々な支援を受けることが当然と考え、避難所においても全て行政職員で運営を行なうことが原則であると考えている人がいる。
- ・平常時から、避難所について住民による自主運営ができる仕組みづくりができていない避難所があった。更に、自主運営が開始できないまま一定期間が経過した避難所については、自主運営への移行が困難となり、市町村の業務量が増大したまま、その他の災害対応業務等へ影響を与えている場合があった。

熊本地震の避難所運営に関する課題

H28.12月：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（中央防災会議）

★課題

②医療等の専門家や避難所運営等の専門知識を有するNPO等との連携強化

○関係者間の連携の不足と、それに伴う支援の提供困難

・被災者等のケア等のため、外部から医療等の多様な支援が避難所に入ったが、専門職の団体として活動したり、ボランティア団体の一翼に専門職として参加したり、専門職が個人ボランティアとして活動する等、その活動形態が多様であり、被災地方公共団体との連携も不十分であったため、支援活動の全体像を把握できず、調整が困難な場合があった。

・避難所を訪問する様々な専門家が避難者に質問を行う際、他の専門家と共有すべき情報が共有されないため、度重なる質問を受ける被災者の負担が増加する場合があった。

・東日本大震災等で避難所の運営を支援したノウハウを有するNPO等からの避難所運営支援の申出に対して、市町村側に知見がないため判断できない場合があった。

・被災市町村において、避難所の開設・運営を担当する部署と、保健衛生施策や福祉施策を担当する部署との連携が不十分であったため、発災後の避難所からの問合せに対して被災市町村の職員が適切に対応できない事例があった。

・避難所毎に運営体制が異なるため、支援内容に大きな違いが見られる場合もあった。

・指定管理者が管理する施設が避難所として利用される事例が多く発生した。平常時より施設を管理している指定管理者が避難所の運営に貢献する場合もある一方で、市町村と施設管理者、指定管理者の間で、避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営の支援等を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった。

熊本地震の避難所運営に関する課題

H28.12月：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（中央防災会議）

★課題

③避難所の生活環境の確保・避難者への適切な情報提供

○指定避難所の混乱

・災害時には、避難所は多様なニーズを持つ被災者が大量に避難してくることで様々な混乱が発生し、解決策を導きだすことが困難な場合がある。

（対応が困難な事態の例）

※極度の過密な状態が生じ、高齢者や女性、子育て世帯等の十分な配慮が困難。

※トイレ等の衛生管理、感染症が発生した場合の分離スペースの確保が困難。

※ペット同行避難者に対し、全ての避難所で十分な対応を行なうことは困難。

・学校施設が避難所として指定されている場合に、避難所の運営、学校再開に際しての避難者への対応等について地域住民と学校との間での事前の認識共有が不足している場合がある。

・避難所に指定されていない国や民間の施設に避難者が詰めかけ、一定の期間、避難者への対応を行なった場合があった。他方、避難所に指定されている防災拠点となるべき施設もあり、避難者対応に追われて災害対応を円滑に進めることの支障となる場合もあった。

熊本地震の避難所運営に関する課題

H28.12月：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（中央防災会議）

★課題

③避難所の生活環境の確保・避難者への適切な情報提供

○様々な状況の変化への対応が困難

・発災後は、避難所に関係する様々な機関が情報を個別に持ち寄るため、避難所に多種多様な情報が十分に整理されないままに混在し、結果的に避難者が必要としている情報を的確に入手することが困難であった。

・避難生活が長期化した避難所において、初期段階の環境改善の取組に後から運用の見直しや追加的な対応を行なうことが難しく、長期的な観点からは環境改善が不十分となる場合もある。

・ひとたび避難者がスペースを確保した後に、福祉避難スペース（室）や、集団感染防止のための分離スペースなどを設けるために、避難所内の配置を変更することは困難である。

熊本地震の避難所運営に関する課題

H28.12月：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（中央防災会議）

★課題

③避難所の生活環境の確保・避難者への適切な情報提供

○情報不足による避難者の不安

- ・避難者が現在置かれている状況等についての情報提供が十分に行われなかったり復興に向けた道筋が見えなかったりすることで、避難者の不安が増幅する場合がある。
- ・被災市町村職員が全くいない、あるいは毎日交代している避難所もあり、避難者のニーズ把握や、運営の支援を行っているNPO等との信頼構築が困難となっている場合があった。

熊本地震の避難所運営に関する課題

H28.12月：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（中央防災会議）

★課題

④要配慮者の避難を地域で支える仕組み

○要配慮者の円滑な避難が困難

- ・庁舎の被災等により、避難行動要支援者名簿の活用が困難な場合がある。
- ・要配慮者が本人の状況に応じた的確なケアができる避難所に避難できていない。

（発生しうる事態の例）

※要配慮者の所在が把握できない。

※福祉避難スペースなどが一般の避難所に要配慮者が避難。

※支援者の被災などにより、避難行動要支援者の避難誘導が不十分。

※一般避難者が福祉避難所に避難しており要配慮者を収容できない。

※施設自体の被災等により福祉避難所が開設できない。

熊本地震の避難所運営に関する課題

H28.12月：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（中央防災会議）

★課題

④要配慮者の避難を地域で支える仕組み

○福祉避難所の課題

- ・福祉避難所として指定されていなかった施設が開設すべきか市町村に問い合わせたものの明確な回答がなく、開設すべきかどうかの判断が困難な場合があった。
- ・周辺から一般の避難者が多数避難してきて、施設の職員が一般避難者の対応にとられ、要配慮者の受入が困難な状況となる場合があった。結果的には避難者のケアをしてくれるNPOの支援によりケアができたものの、必ずしも福祉避難所としての機能が十分に果たせない場合があった。

○福祉避難所として利用可能な宿泊施設等について十分な活用が図られていない

- ・要配慮者が利用可能な施設について、発災後の状況把握が困難。また、要配慮者を、ケアしやすい場所に誘導・集約することについて、関係者の認識、事例の蓄積が不十分である。
- ・福祉避難所として要配慮者等が利用できる九州各県の旅館やホテルについて、利用促進が課題となった。

出水期に備えた防災対応

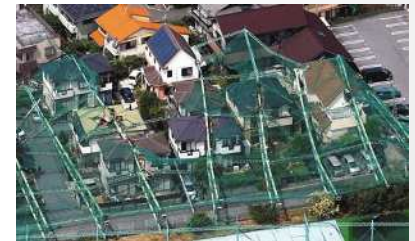
風水害は令和の時代も

6月末～7月初 九州南部で豪雨
鹿児島で高齢女性2名が土砂崩れにより死亡



8月28日 九州北部で記録的大雨
福岡・佐賀・長崎の3県に大雨特別警報
武雄市では街の約4割が浸水
車から脱出できず2人死亡

https://www.fnn.jp/posts/00047960HDK/201908291649_MEZAMASHITelevision_HDK



9月9日 台風15号 千葉で大規模停電が長期化
屋根が飛ばされ家屋被害



台風19号 10月12日上陸

死者 90人 行方不明 10人 **報告件数は今後さらに増えると思われる**

消防庁：令和元年台風第19号及び前線による大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第35報）

71河川140か所で決壊

住家被害 7万8000棟以上



2019年10月29日 16時26分 NHK NEWS WEB (2019/10/29閲覧)

土砂災害 20都県で661件



<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20191015/k10012131581000.html>

(参考) 平成30年7月豪雨 (西日本豪雨)

死者 263人 行方不明 8人
住家被害 51,110棟 土砂災害2,512件

消防庁：平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況（第60報）

国土交通省：平成30年7月豪雨による土砂災害の発生状況（2018年9月25日時点）

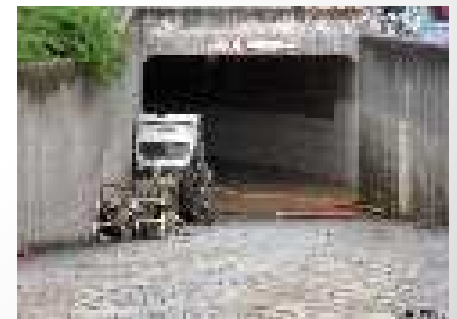


大雨災害時における避難のあり方の再検討

- 夜間、若しくは激しい降雨や浸水によって見通しがきかないにもかかわらず避難
 - 膝下まで流水があれば歩行困難
 - 腰まで流水があれば歩行できない
 - **自宅2階への避難（垂直避難）**
- 道路が冠水しているにもかかわらず車での避難
 - 20cmの浸水で運転困難
 - ドアの1/3の浸水で開閉できない。
 - **指定された避難場所への移動を考えるだけでなく「自らの命を守る」最低限必要な行動の選択。**
- 高齢者一人での避難
 - 支援者がいない。普段から近所づきあいがない。
 - **要援護者対策の必要性**

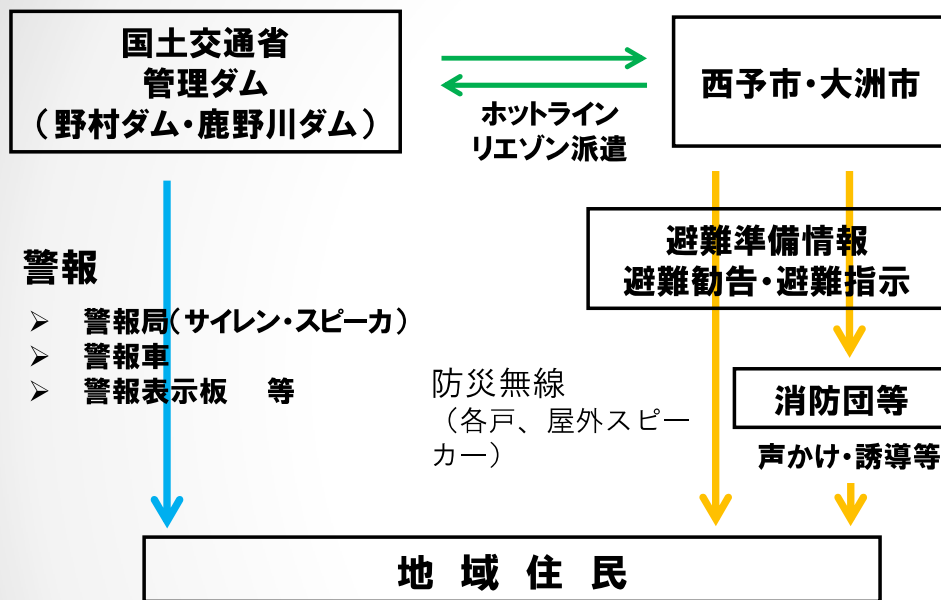


防災システム研究所撮影



(1) 避難指示等の発令や住民避難に結びつく情報提供 ダムの新たな操作ルールを考慮した避難情報発令基準への見直し

■ダム放流情報を考慮した避難情報発令の判断の目安について試行的に実施。



- 野村ダム直下 (野村地区)
- 避難準備情報：大雨注意報発表
- 避難勧告：流下量増加通知 (300→400 m³/s)
- 避難指示：①異常洪水時防災操作に関する事前通知 (開始の3時間前)
- ②ダムからの流下量で500m³/sに達し、さらに増加しているとき
- ③荒瀬水位観測所で5.0mに達し、さらに増加しているとき



(2) 避難指示等の発令や住民避難に結びつく情報提供 防災行政無線による緊急放送

■ 防災行政無線の緊急放送及び避難指示放送のサイレン吹鳴

切迫感のある避難に係る放送とするため、防災行政無線の緊急放送内容見直しを行うとともに、避難勧告では防災サイレン、避難指示では最大音量(強制)での防災サイレン吹鳴を実施。

■ 避難勧告の伝達文(例) … 300m³/s → 400m³/s増放流時

- ◇ 防災サイレン(自動音量)
- ◇ 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- ◇ こちらは、防災西予市役所、災害対策本部です。
- ◇ 野村ダムがさらに放流量を増加するため、河川が氾濫するおそれがあります。
- ◇ 速やかに避難を開始してください。
- ◇ 開設している避難所は、○○○○

■ 避難指示(緊急)の伝達文(例)

… 異常洪水時防災操作の約3時間前**又はダムからの流下量で500m³/sに達しさらに増加しているとき又は荒瀬水位観測所で5.0mに達しさらに増加しているとき**

- ◇ 防災サイレン(強制音量)
- ◇ 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- ◇ こちらは、防災西予市役所、災害対策本部です。
- ◇ 野村ダムが緊急のダム操作を〇〇時に開始します。
- ◇ (野村ダムからの流下量が500m³/sに達し、さらに増加する恐れがあります。)
- ◇ (荒瀬観測所の水位が5.0mに達し、さらに増加する恐れがあります。)
- ◇ 河川が氾濫するおそれがあります。
- ◇ まだ避難していない方は、直ちに避難してください。
- ◇ 避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高い所へ緊急に避難してください。

■ 避難指示(緊急)の伝達文(例) … 異常洪水時防災操作の約1時間前

- ◇ 防災サイレン(強制音量)
- ◇ 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- ◇ こちらは、防災西予市役所、災害対策本部です。
- ◇ 野村ダムが緊急のダム操作を間もなく開始します。
- ◇ 非常事態です。直ちに避難してください。

<屋外放送設備>



<戸別受信機>



(3) 防災行政無線戸別受信機の配置場所指導 (4) 防災行政無線戸別受信機未設置者への啓発

- 各戸に配布している戸別受信機の配置場所や使用上の指導を行う。
- 戸別受信機未設置者への啓発を行う。

<戸別受信機>

西予市では2015年4月1日から、野村地域で防災や行政情報を放送する「デジタル防災行政無線」の運用開始。

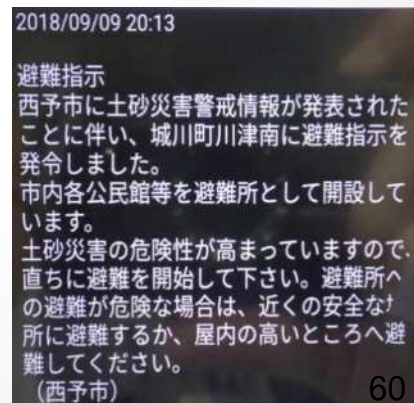
デジタル化で音質が鮮明になるほか、全国瞬時警報システム(Jアラート)へ接続し、緊急地震速報などが瞬時に放送が可能となり、平成31年4月30日までに約3209戸配布済み。



(5) エリアメールの配信の実施

- 緊急放送(避難情報)に合わせて、エリアメールの配信を実施

<エリアメール>



※エリアメールを利用し、ダム管理者からのダム放流量等による避難情報提供を実施

(6) 西予市ホームページへのダム関係諸量データの表示

■西予市HPへの防災情報掲載（ダム関係諸量データ）

「ここにしかない」をさがす
 西予市
 Google® カスタム検索

トップ画面 暮らしのこと 市政のこと ぎゅっと。

現在の位置 トップ画面 > 各課のご案内 > 危機管理部 > 危機管理課 > おしちに備える > 野村ダム関連情報

野村ダム関連情報

更新日：2019年03月26日

野村ダム放流・雨量情報等

- ① 国土交通省 川の防災情報（※直接野村ダムのページへリンク）
- ② 豊後県 河川・防災情報システム（※トップページへリンク ダム放流情報からご確認ください）

この記事に関するお問い合わせ先

危機管理課
 豊後県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
 電話：0894-62-6491
 ファックス番号：0894-62-6514

[メールフォームによるお問い合わせ](#)



HPの防災情報からダム関係諸量にリンク

(7) 避難情報発令基準等に基づくタイムラインの作成

新たに作成された洪水浸水想定区域図を基にハザードマップの作成

- 避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)を作成
- 愛媛県が新たに設定した洪水浸水想定区域図をもとにハザードマップを作成

タイムラインの構築

水害名 飯川
河川名 飯川・
矢野川

風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、飯川直轄河川管理区間沿川における
大洲市の避難勧告の発令等に着目した**タイムライン**(防災行動計画)(案)

H28.4.1現在

※時間経過は、平成16年16号台風を参考。

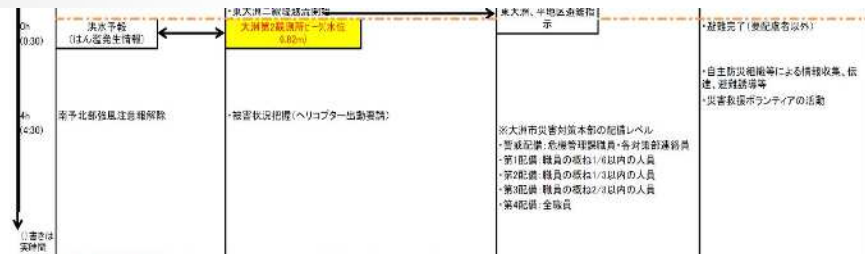
気象・水害情報	大洲河川国道事務所	大洲市	住民等
-12h ・台風の接近 ・台風に伴う愛媛県気象情報	・洪水予報(河川水位)の発表 ・機関等の点検・点検記録(査察も) ・災害対策用資材・備出資材の確認 ・人員配置確認 ・リエン体制の確認		・TV、ラジオ、ネット等による気象情報等の確認 ・ハザードマップ等による避難所、避難ルートの確認
-18h ・台風に伴う松山地方気象台情報	・排水ポンプ車(以下「排水P車」)の点検整備 ・水位雨量観測所点検業者の連絡先確認 ・浸襲体制確認 ・特別避難の連絡体制、避難ルート等確認 ・災害指定業者の体制確認	・指定避難所の被災者受け入れ体制確認 ・人員配置確認 ・小笠船艇等の事前準備 ・自主防災組織等への注意喚起、情報確認	・災害、避難カードの確認 ・防災グッズの準備 ・自宅保全
-24h ・大洲注意報、洪水注意報発表 ・大洲警報、洪水警報発表	・野村、徳野川ダム等直設の確認 ・排水P車等付付(東大洲地区)及び体制確認 ・非強所体制確認 ・許可し作務管理への確認	・災害対策委員、徳野川堤防の確認 ・幼稚園・小中学校校の視察、体制の確認等 ・水防団等への注意喚起、体質確認 ・災害警戒本部の設置(警戒配備)	・TV、ラジオ、ネット、携帯メール等による大雨、河川情報等取得

タイムライン・ハザードマップ作成時の 住民・関係機関の参加(防災訓練含む)



タイムライン・ハザードマップ作成時には国・県・市に加え気象台・警察・消防・消防団等の関係機関及び住民に参加してもらい、危機意識の向上や主体性の醸成を諮る。

※西予市野村地区の作成について
国・県・市・住民に加え愛媛大学にも共同参加し作成予定。
ハザードマップ作成時には、避難場所・避難経路の選定等も行うワークショップ開催を予定。



ダム放流情報を踏まえた、関係機関のタイムライン(防災行動計画)を作成

タイムラインとは・・・

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画

肱川（野村ダム下流域）におけるタイムライン（防災行動計画）【暫定版】

【第1版】令和元年5月29日時点

※本タイムラインはあくまでも目安です。タイムライン通りにならない場合もあります。

時間 (目安)	警戒 レベル	河川の情報 (河川監視所の水位)	ダムの情報	気象情報	松山地方気象台	国土交通省 (野村ダム管理所)	愛媛県 (西予土木事務所)	西予市	消防署	警察署	消防団	自主防災組織	住民(地区)	
72h	1			・愛媛県発表情報(臨時) ・台風予報(気象・気象) ・暴風注意情報(暴風の予測情報)	・台風関係 ・風の予測システムからの情報	ダムの状況予報 事前放送	情報収集	情報収集	情報収集	情報収集	情報収集	情報収集	災害への心構えを高める	
24h	2~3			・大雨注意情報(土砂災害) ・洪水注意報 ・洪水警報の危険度分布(注意) ・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	防災メール		情報収集	災害対策本部・現地対策本部設置 避難所開設 消防団本部設置	情報収集	情報収集	情報収集	情報収集	避難に備え自らの避難行動を準備する 避難所を立退き避難。その場合は避難所までし、自動的に避難する。	
12h		・水防団待機水位 2.8m					本放送(台風発生) 本放送(河川関係) 本放送(土砂災害) 水防所直轄村の連携	河川警戒						
6h	3~4	・電圧低下水位 3.7m	・ダム下量500m ³ /s 超 (洪水調節開始)				洪水調節開始	避難勧告発生 ○大雨警報(土砂災害) ○危険な水位 3.7m ○ダム放流量 300m ³ /s 超						
3h		・避難開始水位 4.0m					市ヘリソン派遣	避難勧告発生 ○大雨警報(土砂災害) ○危険な水位 3.7m ○ダム放流量 300m ³ /s 超						
1.5h	4	・電圧危険水位 5.0m	・ダム下量500m ³ /s 超				洪水調節開始	避難勧告発生 ○大雨警報(土砂災害) ○危険な水位 3.7m ○ダム放流量 300m ³ /s 超						
1h			・ダム下量1000m ³ /s				洪水調節開始	避難勧告発生 ○大雨警報(土砂災害) ○危険な水位 3.7m ○ダム放流量 300m ³ /s 超						
0.5h		・浸水、濁水					洪水調節開始	避難勧告発生 ○大雨警報(土砂災害) ○危険な水位 3.7m ○ダム放流量 300m ³ /s 超						
0h	5	・災害発生情報	・ダム下量1000m ³ /s 超				洪水調節開始	避難勧告発生 ○大雨警報(土砂災害) ○危険な水位 3.7m ○ダム放流量 300m ³ /s 超						
発災後							洪水調節開始	避難勧告発生 ○大雨警報(土砂災害) ○危険な水位 3.7m ○ダム放流量 300m ³ /s 超						

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報	情報発信
警戒レベル5 予知は早め 注意して対応	命を守るための 最善の行動をとる	災害発生情報	市町が発令
警戒レベル4	全員避難	避難勧告、 避難指示(緊急)	5/29日 から 運用開始
警戒レベル3	高齢者 障がい者 乳幼児 など その支援者は避難。他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始	気象庁が発表
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどにより、 自らの避難行動を確認	洪水注意報、大雨注意報	
警戒レベル1	防災気象情報などの最新情報に注意するなど。 災害への心構えを高める	警戒報の可能性(早期注意情報)	

「警戒レベル」と「とるべき行動」を知ろう！

国では、平成30年7月豪雨において、避難勧告や避難指示(緊急)等の危険度の認知が低かったことや、様々な防災情報を十分に活用できなかったことから、災害発生の高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため、直感的に理解できる防災情報である「警戒レベル」での避難のタイミングを伝えることとしました。

※身の危険を感じたときは警戒レベルに関わらず避難してください。
※必ずしも段階的に、レベル1から順に発令されるとは限りません。

西予市では、平成30年7月豪雨以降「大雨注意報」で避難準備・高齢者等避難開始(レベル3)を発令する暫定運用を行っています。

【関係機関連絡先】

松山地方気象台	089-941-0012
野村ダム管理所	0894-72-1211
愛媛県河川課	089-912-2670
西予土木事務所	0894-62-1331
西予警察署	0894-62-0110
西予市消防本部	0894-62-0119
西予市消防署野村支署	0894-72-0119
西予市危機管理課	0894-62-6491
西予市野村支所総務課	0894-72-1111

